

健衛発0401第7号

平成23年4月1日

各都道府県衛生主管部（局）長
財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長
各生活衛生同業組合の長
各生活衛生同業組合連合会の長

殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

平成23年度生活衛生関係営業対策事業の事業実施計画書
の提出について

標記について、生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進することを目的として、生活衛生関係営業対策事業を実施することとしました。

つきましては、本事業に係る国庫補助を希望する場合には、別添「平成23年度生活衛生関係営業対策事業計画書提出要領」に基づき、平成23年6月30日（木）までに事業計画書類を提出してください。

平成23年度生活衛生関係営業対策事業計画書提出要領

本事業は、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）が新たな時代の社会的要請に応え、活力ある発展、振興を図るとともに衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）、財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）、全国生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）及び生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）が、行う事業に対して所要の助成を行うこととしているので、以下の事項に留意の上、事業計画書を提出されたい。

1 実施する事業

- （１）都道府県指導センターが行う別添１に掲げる事業で都道府県が補助する事業。
- （２）全国指導センターが行う別添２に掲げる事業。
- （３）連合会及び生衛組合が行う別添３の特別課題又は別添４の各団体提案型の事業。

2 事業の実施主体（提出主体）

- 都道府県、全国指導センター、連合会及び生衛組合

3 補助基準額等

（１）補助基準額

補助基準額については、別に定めるところによる。

（２）補助率

○上記１の（１）に係る事業１／２（ただし、人件費については、相談指導事業の事業評価を踏まえ、２０％の範囲内で削減する場合がある。）

○その他の事業については定額（対象経費の１０／１０相当）

（３）補助対象経費

補助対象経費は上記２の実施主体により異なるが、主な支出内容は報酬、賃金、共済費、報償費〔諸謝金〕、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（〔 〕内は、公益法人等における対象経費名である。）

【補助対象経費の主な支出内容】

番号	経費の分類	主な支出内容
1	報酬	・ 常勤の職員の報酬 ・ 非常勤の職員の報酬（賞与は不可） ・ 自治体に付属機関として設置される審査会、審議会等の委員その他の構成員の報酬
2	賃金	・ 一時的に雇用される職員（アルバイト）に対して労働の対価として支払う金銭
3	共済費	・ 1、2の支払対象者について、法令に基づいて負担する社会保険の保険料
4	報償費【諸謝金】	・ 検討委員会等の構成員に対する謝礼 ・ 講演会、講習会、研究会等の講師の謝礼 ・ （いずれも金銭、物品を問わない）
5	旅費	・ 事業目的との関連性を明確にすること ・ 回数や人数等を明確にした積算にすること
6	消耗品費	・ 各種事務用紙、文具の類、収入印紙、雑誌等、その性質が使用することによって消耗され、若しくは毀損しやすいもの又は長期間の保存に適さない物品の購入費
7	印刷製本費	・ 調査票、報告書、成果物等の印刷、製本の経費
8	役務費【雑役務費、通信運搬費】	・ 郵便料、運搬料、電信電話料 ・ 新聞、雑誌等による広告、宣伝を行う費用 ・ 銀行振込手数料、翻訳手数料
9	委託料	・ アンケートの集計作業等を第三者に行わせる場合の経費 ・ 人材派遣会社に対して支払う派遣料
10	使用料及び賃借料	・ 講演会等の会場借上料
11	備品購入費	・ 点字プリンター等リースになじまない物品の購入費

4 採否の決定方法について

(1) 事前審査について

- 次のいずれかに該当する場合は、外部有識者による審査・評価会の意見を聴いた上で、厚生労働省において不採択とする。
 - ・ 平成24年3月31日までに終了しない事業である場合
 - ・ 事業内容が指定課題に明らかに合致していない場合
 - ・ 委託料の占める割合が国庫補助所要額の50%以上である場合
 - ・ 備品購入費の占める割合が国庫補助所要額の50%以上である場合
 - ・ 事業に携わる者と経理に携わる者が兼務している場合
 - ・ 財務諸表等の会計書類から法人の経営状況に深刻な問題があると判断される場合
 - ・ 「9」に定める事業計画書に必要な書類が全て提出されていない場合
- また、次のいずれかに該当する場合は、事業計画書を受け付けず書類を返却する。
 - ・ 複数の団体が連名で応募している場合
 - ・ 「10」の期限を過ぎて事業計画書が提出された場合

(2) 審査・評価会における審査

申請のあった事業のうち事前審査において問題が認められなかったものについては、事業実施計画書と所要額内訳書のそれぞれについて、審査・評価会において審査を行い、その結果を踏まえて、厚生労働省において予算の範囲内で採否を決定する。

【審査の主なポイント】

- ・ 事業実施計画書は、事業目的に即した内容であり、その手法も具体的で実現可能であるか。狙いとする成果が十分期待できるか。
- ・ 所要額内訳書は、事業の内容・手法に即した合理的な積算となっており、過大な経費が計上されていないか。 等

5 提出に当たっての留意事項

(1) 申請主体について

複数の団体が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表法人として選定し、当該団体が申請を行うこと。（連名による申請は認めない。）

(2) 成果物等について

- 事業実績報告書とは別に成果物（事業の成果等をまとめた報告書冊子）を10部作成し、厚生労働省に提出すること。（なお、成果物は国立国会図書館に納本するとともに、審査・評価会における事後評価の対象となる。）
- 成果物は、厚生労働省ホームページにおいて公開を予定しているので、紙冊子のほか、電子媒体（PDF形式）をCD-R等により提出すること。
- 成果物については、とりまとめた事業の成果だけでなく、検討の経過に関しても詳細

な記載を行うよう心がけること。

- 審査・評価会における成果物の事後評価において、質が著しく低いと判断された団体については、以後の補助金交付の選定に当たって当該評価結果を考慮要素とすること。
- 採択された場合には、事業の実施計画及び成果概要を、実施主体のホームページ等を通じて情報発信に努めること。

(3) その他

- 申請書類を提出した後の書類の追加提出や差し替えは認められないこと。
- 自治体職員等を対象とした会議において、事業成果を発表してもらう場合があること。
- 補助金の支払いは、概算払いを予定しているが、場合によっては精算払いになることがあること。

6 事業実施計画書の作成に当たっての留意事項

- 各事業目的に即して実施計画を立案すること。

7 所要額内訳書の作成に当たっての留意事項

(1) 人件費について

- 法人の理事、取締役等の役員報酬は、補助の対象外であること。
- 非常勤職員及び一時的に雇用される職員（アルバイト）の人件費の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、申請の際に併せて提出すること。）

(2) 報償費〔諸謝金〕について

- 報償費〔諸謝金〕の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等をできる限り明確にすること。（例：検討委員会 〇,〇〇〇円×〇人×〇回=〇〇,〇〇〇円）
- 報償費〔諸謝金〕の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、申請の際に併せて提出すること。）

(3) 旅費について

- 旅費の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等をできる限り明確にすること。（例：東京→大阪（新幹線） 〇,〇〇〇円×〇人×〇回=〇〇,〇〇〇円）
- 旅費の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、申請の際に併せて提出すること。）

(4) 備品購入費について

- 事業完了後も引き続き団体の財産として利用できる備品（例：パソコン周辺機器等、コピー機、机、キャビネット等）の購入費については、単年度で完了する事業である

という本補助事業の性格上、補助の対象外であること。

ただし、事業の遂行上必要不可欠なもので、リースによっても調達が困難な場合（点字プリンター等）については、この限りでない。

- 国庫補助所要額のうち、備品購入費の占める割合は50%未満とすること。（事業実績段階においても、当該経費が50%以上にならないよう留意すること。）

（５）委託料について

- 委託料を計上する場合には、予め業者から見積書を徴すること。（当該見積書は、応募の際に必ず提出すること。）
- 契約予定価格が100万円（消費税込）以上の契約を行う場合には、競争入札に付すか複数の見積書を徴した上で契約を行うこと。

（６）使用料及び賃借料について

（７）その他

8 補助金執行の適正性確保

- 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあること。
- 本事業の実施については、次に掲げることに留意すること。
 - ・ 事業の収支報告等の事業実績報告書については、厚生労働省ホームページにおいて公表すること。
 - ・ 事業実績報告には、法人の監事等による本事業の監査結果報告書を添付する必要があること。
 - ・ 事業の執行状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に現地調査を行う場合があること。
 - ・ 本事業について、補助金を他事業に流用する等の不正事実が判明した場合には、当該法人及び不正行為を行った者が属する法人については、最長5年間、本事業の応募を認めない措置をとること。
 - ・ 事業が採択された場合には、所属職員に対して、本補助金に関する不正行為等を発見した場合の国への通報窓口を周知する必要があること。（当該通報窓口については、内示の際に改めてお知らせする。）

9 提出書類（※提出にあたっては、全てA4用紙片面によること。）

(1) 生活衛生関係営業対策事業の実施に係る次の書類

- 平成23年度生活衛生関係営業対策事業の応募について（別紙1）
- 事業実施計画書（別紙2）
- 所要額内訳書（別紙3）
- 人件費、報償費及び旅費の支給基準（団体の内規）（様式なし）
- 委託料の見積書（委託料を計上している場合）（様式なし）

(2) 連合会等の概要、活動状況に係る次の書類 【地方公共団体は提出不要】

- 定款又は寄附行為（様式なし）
- 役員名簿（様式なし）
- 連合会等の概況書（様式なし）
- 理事会で承認を得た直近の事業実績報告書
→ 冊子による提出は不可。（分量が多い場合は、事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可。）

(3) 連合会等の財政状況に係る次の書類 【地方公共団体は提出不要】

- 平成23年度収入支出予算書抄本（様式なし）
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（様式なし）

上記様式の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードすること
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei1113.html>

10 提出期限

平成23年6月30日（木）（持参の場合は、午後5時まで）

※ 地理的条件によっては、持参が困難な場合もあることから、郵送による場合は当日消印有効とする。

※ 提出期限を経過して届いた応募書類については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。

11 提出方法

提出書類の送付先は、次のとおりとする。

<提出書類の送付先>

郵便番号 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局生活衛生課指導係

1 2 問い合わせ先

厚生労働省健康局生活衛生課

電話 03-5253-1111 (代) 内線2437

厚生労働省
健康局生活衛生課長 殿

名 称
代表者

職名
氏名



平成 23 年度生活衛生関係営業対策事業実施計画書について

標記について、関係書類を添えて申請します。

(1) 補助を希望する事業の実施に係る次の書類

- ☐ 事業実施計画書
- ☐ 所要額内訳書
- ☐ 人件費、報償費及び旅費の支給基準（法人内部の内規）
- ☐ 委託料の見積書（委託料を計上している場合）

(2) 連合会等の概要、活動状況に係る次の書類（地方公共団体は提出不要）

- ☐ 定款又は寄付行為
- ☐ 役員名簿
- ☐ 法人の概況書
- ☐ 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

(3) 連合会等の財政状況に係る次の書類（地方公共団体は提出不要）

- ☐ 平成 23 年度収入支出予算書抄本
- ☐ 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書

<事務担当者の連絡先>

〒 _____
住所 _____
所属 _____
氏名 _____
TEL _____
FAX _____
E-mail _____ (←携帯電話メールは不可)

事業実施計画書

都道府県、市町村又は法人名	代 表 者 名
※法人種別（社会福祉法人等）を必ず記載すること	※職名も必ず記載すること

① 事 業 名	
② 国庫補助所要額	千円（「別紙 所要額内訳書」の額と一致）
③ 事業実施予定期間	平成23年 月 日 から 平成 年 月 日 (※最長：平成24年3月31日)
④ 事業計画 【フォントサイズは12ポイント】 (次の項目について、本書も含めて5枚以内にまとめて記載すること。) 1 事業の目的 2 事業内容及び手法 3 狙いとする事業の成果 4 成果の公表計画	

所要額内訳書

都道府県、生衛組合又は連合会名	代 表 者 名
※法必ず記載すること	※職名も必ず記載すること

1 国庫補助所要額

総支出予定額 (A)	寄付金その他の収入等 (B)	差し引き所要額 (A-B)	国庫補助所要額
円	円	円	千円

※「補助金所要額」は、「差し引き所要額」の千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。

2 総支出予定額の内訳

(1) 主要経費

経費区分	支出予定額	経費区分	支出予定額
報償費	円	旅費	円
印刷製本費	円	委託料	円

(2) 事務経費

経費区分	支出予定額	経費区分	支出予定額
報酬	円	賃金	円
共済費	円	消耗品費	円
役務費	円	使用料及び賃借料	円
備品購入費	円	その他の経費	円

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積算根拠
法人の自己資金	円	
寄付金	円	
参加費	円	
その他	円	

4 ○○経費（○○費）の内訳

支出項目	支出予定額	内 訳
		支出目的、単価、人数等が分かるように記載してください。
合 計	円	

（注） 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

都道府県生活衛生営業指導センターが実施する事業

1. 相談指導事業
2. 分野調整等協議会等事業
3. 情報化整備事業
4. 後継者育成支援事業
5. 健康・福祉対策推進事業
6. 消費者コールセンター事業

都道府県生活衛生営業指導センター

事業名	相談指導事業
目 的	都道府県生活衛生営業指導センターによる相談指導の実施体制の充実を図るとともに、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用を促進する。ひいては生衛業の衛生水準の維持向上、経営の安定化を図る。
想定される事業の 手法・内容	経営指導員、経営特別相談員及び中小企業診断士等外部の専門家を活用して、生衛業者に対して衛生、融資、税制、労務管理等の相談指導を実施する。 なお、相談指導を実施するに当たっては、都道府県生活衛生営業指導センターの外に、保健所の会議室等を利用して地区で実施又は営業者の店舗を巡回して実施するなど営業者の利便性を図ること。 経営指導員等の資質の向上のため、税理士、中小企業診断士等の専門知識を有する者を講師とする研修会を開催する。 株式会社日本政策金融公庫等の関係機関との連携強化のため、定期的な会合を開催する。
期待する事業成果	① 生衛業の衛生水準の維持向上 ② 生衛業の経営の安定化 ③ 経営指導員等による相談指導の充実 ④ 株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の利用促進 ※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。

都道府県生活衛生営業指導センター

事業名	分野調整等協議会等事業
目的	規模の異なる同種の業種間で発生する利害紛争について調整を行い、当事者間の自主解決の促進を図る。
想定される事業の手法・内容	事業活動調整員を配置し、地域の生衛業者の事業活動等の状況について必要な情報を収集する。 分野調整事業協議会を設置し、紛争に関する相談指導及び調整を図る。
期待する事業成果	① 大企業等との紛争の解決 ② 生衛業の経営の安定化 ※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。

都道府県生活衛生営業指導センター

事業名	情報化整備事業
目的	生衛業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進することにより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の維持向上、業界振興を図る。
想定される事業の手法・内容	生衛業情報ネットワークシステムの維持管理。 融資関係、統計資料、相談事例等の各種情報の蓄積を行う。
期待する事業成果	① 経営相談指導の充実・強化 ② 生衛業者又は消費者に対する正確かつ迅速な情報提供 ③ 生衛業の衛生水準の維持向上 ④ 生衛業の経営の安定化 ※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。

都道府県生活衛生営業指導センター

事業名	後継者育成支援事業
目的	生衛業にインターンシップ制度を導入し、雇用吸収力の高い生衛業の活性化を図るとともに、生衛業が直面している後継者の課題の緩和を図る。
想定される事業の手法・内容	都道府県生活衛生営業指導センター、地元自治体、教育関係機関、組合、職業安定所等で構成する協議会を組織し、生衛業の体験学習カリキュラム及び受入体制を検討し、実施する。 また、事業結果の検証を行う
期待する事業成果	① 後継者の確保 ※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。

都道府県生活衛生営業指導センター

事業名	健康・福祉対策推進事業
目的	生衛業の特徴を活かした地域福祉の増進を推進することにより、業界の振興、経営の安定化を図る。 感染症の発生に対応できる体制を整え、生衛業における衛生水準の維持向上を図る。
想定される事業の 手法・内容	地域社会との共存や福祉の増進など社会的要請に応える形で生衛業の振興を図ることを目的とする事業の実施。 新型インフルエンザなどの感染症拡大防止策について検討し、事業者に対して普及啓発を行い、衛生水準の維持向上を図る。
期待する事業成果	① 生衛業のサービスの向上 ② 国民の福祉の促進 ③ 生衛業の衛生水準の維持向上 ※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。

都道府県生活衛生営業指導センター

事業名	消費者コールセンター等事業
目的	利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、苦情処理等の業務を適正に処理する体制整備を図り、サービスの質の向上に寄与することを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	学識経験者、生衛業界関係者、消費者団体の関係者等からなる検討会を設置し、生衛業に関する苦情を収集・分析する。 利用者又は消費者からの苦情相談及び営業者からの消費者・利用者への対応についての相談に適切に対応できる体制の整備について検討する。
期待する事業成果	① 苦情及び意見等に対する適切な対応 ② 生衛業のサービスの向上 ③ 生衛業の経営の安定化 ※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。

全国生活衛生営業指導センターが実施する事業

1. 指導・研修事業
2. 消費者対応事業
3. 情報ネットワーク事業
4. 経営安定化事業（生活衛生関係営業振興指導事業）
5. 衛生水準確保・振興調査研究

全国生活衛生営業指導センター

事業名	指導・研修事業
目 的	(1) 指導事業 都道府県生活衛生営業指導センター及び全国生活衛生同業組合連合会の健全な発展を図る。 (2) 研修事業 経営指導員、経営特別相談員、生衛組合役職員の資質の向上を図り、生衛業の衛生水準の維持向上、経営の安定化を図る。
想定される事業の 手法・内容	(1) 指導事業 都道府県生活衛生営業指導センター及び全国生活衛生同業組合連合会に対して、日常的な指導や情報提供の外に、巡回個別指導及びブロック会議等を実施し指導を行う。 (2) 研修事業 経営指導員、経営特別相談員、生衛組合役職員を対象に、生衛業を取り巻く現状、経営指導等に必要な知識、組合の運営に必要な知識及び経営悪化に伴う再生支援に必要な知識の習得を目的とした研修会を開催する。
期待する事業成果	(1) 指導事業 ① 生衛業の衛生水準の維持向上 ② 生衛業の経営の安定化 ③ 生衛組合組織率の向上 (2) 研修事業 ① 生衛業の衛生水準の維持向上 ② 生衛業の経営の安定化 ③ 経営指導員等による相談指導の充実 ※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。

全国生活衛生営業指導センター

事業名	消費者対応事業
目的	都道府県生活衛生営業指導センターにおいて消費者等からの苦情相談に対して適切に対応ができるようにするため、支援体制の整備を図る。
想定される事業の手法・内容	都道府県生活衛生営業指導センターから対応困難な事例として相談があったものについて、検討会を開催し専門家の意見を踏まえ対応策を検討する。 都道府県生活衛生営業指導センターの対応状況を集積し、事例集を作成する。
期待する事業成果	① 苦情及び意見等に対する適切な対応 ※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。

全国生活衛生営業指導センター

事業名	情報ネットワーク事業
目的	生衛業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進することにより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の維持向上、業界振興を図る。
想定される事業の手法・内容	生衛業情報ネットワークシステムの維持管理。 都道府県生活衛生営業指導センターや各営業者における生衛業の振興等に関する取組を集積し、インターネットによって情報提供する。
期待する事業成果	① 生衛業情報ネットワークシステムへのアクセス数増加 ② 生衛業者又は消費者に対する正確かつ迅速な情報提供 ③ 生衛業の衛生水準の維持向上 ④ 生衛業の経営の安定化 ※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。

全国生活衛生営業指導センター

事業名	経営安定化事業
目的	組合及び連合会の自主的な取組を支援することにより、効果的な取組の実施、業界の振興、経営の安定化を図る。
想定される事業の 手法・内容	組合及び連合会が行う生衛業の振興に資する自主的な取組について、組合及び連合会からの相談に応じるとともに、その内容や方法等について指導を行う。
期待する事業成果	① 生衛業の衛生水準の維持向上 ② 生衛業の経営の安定化 ※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。

全国生活衛生営業指導センター

事業名	衛生水準確保・振興調査研究事業
目的	生衛業に関する調査・研究を通じて、生衛業の衛生水準の維持、業界の振興を図る。
想定される事業の手法・内容	共同購買及び消費者動向等生衛業の振興を図るための方策についての調査研究を実施する。
期待する事業成果	① 生衛業の効果的な振興策の策定 ② 生衛業の衛生水準の維持向上 ③ 生衛業の経営の安定化 ※ 各事業について、事業の性質に応じて、できるだけ具体的な数値等による目標を設定。

国（審査・評価会）が策定する先進的モデル事業（特別課題）

番号	関係業種等	指 定 課 題
1	理容業・美容業	一人の理容師・美容師が営業しているお店への管理理容師・管理美容師の設置促進
2	理容業	消費者ニーズに対応した技術の開発・普及（就活ヘア等）
3	美容業	新しい消費者ニーズに対応したパーマメント・ウェーブ用剤・染毛剤等の新商品の安全・安心を確保するための技術の普及
4	クリーニング業	クリーニング師研修の受講率向上
5	クリーニング業	新クリーニング機税制の活用促進
6	公衆浴場業	幼稚園・保育園、関係団体と連携を取った安全な入浴の普及（「浴育」）
7	飲食業	受動喫煙防止の推進
8	氷雪販売業 社交飲食業 中華料理業	組合未設置県の結成促進、振興計画未策定県の解消等
9	食肉販売業 喫茶店営業	商店街の活性化、新たな買い物機能の提供
10	食鳥肉販売業	消費者への鳥肉の知識普及促進
11	旅館業	トコジラミ対策の推進
12	興行場営業	弱小興行場へのデジタル化の推進
13	共通課題	後継者の育成、障害者を始めとする多様な人材の活用促進
14	共通課題	生活衛生関係営業者の融資を促進する効率的な仕組みの開発
15	共通課題	平成23年（2011年）東日本大震災被災地において生活衛生関係営業による地域の再生に資する事業

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する提案課題（案）

課 題	業種、地域の特性に応じて提案される生活衛生関係営業の振興を図るための事業
-----	--------------------------------------

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 1	一人の理容師・美容師が営業しているお店への管理理容師・管理美容師の設置促進
目 的	行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評価結果を受け、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容についての検討が行われ、管理理容師・管理美容師については、全事業所に1名配置することとされた。 このため、一人で理容師・美容師が営業している事業所への管理理容師・管理美容師の設置の促進を図ることを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	一人で理容師・美容師が営業している事業所への管理理容師・管理美容師の設置の促進を図るため、 ・一人で営業している理容師・美容師への周知 ・地方において営業する、理容師・美容師が受講しやすい措置についての検討 ・高齢者に配慮した研修会の開催を行う。 実施に当たっては、行政機関等の関係機関と連携しながら開催する。
期待する事業成果	① 理容師・美容師の受講しやすい環境の整備（特別な通信講習の開設など） ② 1人で理容師、美容師が従事している事業所への、管理理容師・管理美容師の設置の促進 （未設置事業所を1年間で〇〇件（〇%減少）

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 2	消費者ニーズに対応した技術の開発・普及（就活ヘア等）
目 的	消費者の理容業に対する意識、要望を的確に把握し、年齢層や季節に応じた理容技術の研究や普及を行うことにより、理容業の魅力をアピールするとともに、理容業界の近代化を推進することを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	消費者の理容業に対する意識、利用状況の把握 年齢層、女性理容師を考慮した内容の検討 利用者に対する情報提供
期待する事業成果	① 理容師の経営の安定化 ② 理容師の技術の向上 （モデルとなる「就活ヘア」の紹介と学生への普及） ・ 学生への認知度の引上げ（50%を目指す） ・ 「就活ヘア」の注文の増加（就活学生の〇%が指定）

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 3	新しい消費者ニーズに対応したパーマメント・ウエーブ用剤、染毛剤等の新商品の安全・安心を確保するための技術の普及
目 的	パーマメント・ウエーブ、染毛に対する消費者のニーズが変わっていく中で、使用するパーマメント・ウエーブ用剤、染毛剤等の新商品も開発される。一方、国民生活センターに対し、かぶれ等の相談も寄せられている。 このため、パーマメント・ウエーブ用剤、染毛剤を使用する美容師等に対し、使用方法等の情報提供を行い、安全・安心を確保することを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	新商品開発者等による研修会の実施 ・パーマメント・ウエーブ用剤、染毛剤の使用方法等の周知 ・使用上の注意の徹底 ・消費者への説明事項 実地研修等の実施
期待する事業成果	① パーマメント・ウエーブ用剤、染毛剤等による健康被害の減少（１年間で○件 → ○件（△ ○％） ② 使用する美容師等のパーマメント・ウエーブ、染毛技術の向上（標準マニュアルの開発）

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 4	クリーニング師研修の受講率向上
目 的	行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評価結果を受け、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容についての検討が行われ、各クリーニング所クリーニング師1名の受講確認を徹底し、今後2年間で受講率大幅向上を図ることとされた。 このため、クリーニング師の研修受講の促進を図ることを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	クリーニング師の研修受講の促進を図るため、 ・ 研修機会等のクリーニング師への周知 ・ 業務従事者に対する講習の営業者への周知 ・ 業務形態、業務内容に配慮した研修・講習の開催を行う。 実施に当たっては、行政機関等の関係機関と連携しながら開催する。
期待する事業成果	① クリーニング師等の受講しやすい環境の整備 ② クリーニング師研修等の受講率向上 ③ クリーニング所に関する環境変化、消費者のサービスへの期待に対応 当該地域における受講率について 〇% →〇%へ引き上げ

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 5	新クリーニング機税制の活用促進
目 的	人の健康に被害が生じる物質であるテトラクロロエチレンは大気汚染防止法により大気中への排出が規制されているが、クリーニング業においては、テトラクロロエチレンを使用したドライクリーニングを行っていることから、活性炭吸着装置を内蔵したドライクリーニング機の導入を促進し、公害防止に資する。
想定される事業の手法 ・ 内容	○租税特別措置法による特別償却制度の周知・普及 ①説明会の開催 ②パンフレットの作成 ③ホームページ、業界紙などでの広報
期待する事業成果	テトラクロロエチレンの大気中への排出を防ぐことで、環境保全に資する。 ・ 税制活用実績の向上 平成22年度 0件 → 平成23年度上半期 〇件

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 6	幼稚園・保育園、関係団体と連携を取った安全な入浴の普及（「浴育」）
目 的	近年、家庭風呂が普及し、公衆浴場（銭湯）を利用する機会が減少している。そのため、幼児が安全に銭湯を利用できるよう、入浴の普及を図ることを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	幼稚園・保育園と連携し、幼児の入浴機会を設ける。 幼稚園・保育園において、入浴に関して話す機会を設ける。 幼稚園・保育園の保護者等に対し、公衆浴場、銭湯に関する研修を実施する。
期待する事業成果	① 幼児の安全な入浴が可能となる。 ② 幼児及び保護者に対し、公衆浴場の普及啓発 ・ 幼稚園、保育園での説明会の実施 （〇市内の〇〇カ所の施設（〇%）で実施） ・ 幼稚園、保育園の児童の入浴会の開催 （〇〇市内の〇カ所の施設（〇%）で実施）

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 7	受動喫煙防止の推進
目 的	受動喫煙による健康への悪影響については、知見が示されており、飲食店等は受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。 受動喫煙防止を推進するために、その方策等を普及させることを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	飲食店等営業者への研修の実施 ・ 受動喫煙による健康への影響 ・ 受動喫煙防止のための方策 ・ 健康増進法等関係法令 実施に当たっては、行政機関等の関係機関と連携しながら開催する。
期待する事業成果	① 受動喫煙による健康への悪影響の減少 ② 営業者に対する受動喫煙防止意識の向上 ・ 分煙の導入率（１年間）：店舗の〇〇% → 〇〇%

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 8	組合未設置県の結成促進、振興計画未策定県の解消等
目 的	生活衛生関係営業については、国民生活に密着したサービスを様々な衛生規制のもとで行っている。しかしながら家族経営等の零細事業者がほとんどを占める生活衛生関係営業については、個々の事業者のみで、営業の振興を図り衛生水準の維持向上につなげることが難しい。そのため、同業者が集まった同業組合を設立し、様々な事業に取り組むことにより生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ること、また、計画的に振興を図るために国が定めている振興指針に基づく振興計画を策定することにより更なる振興を図り、更なる衛生水準の向上につなげていくことを目的とする。
想定される事業の手法・内容	○生活衛生同業組合のメリットの普及・周知 ・説明会の開催 ・勧誘パンフレットの作成 ・連合会HP等での広報 ○振興計画策定による低利融資等のメリットの普及・周知 ・説明会の開催 ・勧誘パンフレットの作成 ・連合会HP等での広報 実施に当たっては、行政機関等の関係機関と連携しながら開催する
期待する事業成果	生活衛生関係営業の振興を図ることにより、衛生水準の維持向上が期待される。 ・〇〇県において組合組織 〇件 ・〇〇県において振興指針を策定

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 9	商店街の活性化、新たな買い物機能の提供
目 的	スーパーマーケット等の大規模総合店舗の進出により、在来型の商店街の多くが淘汰される中、零細な営業者が消費者の求めに即応しながら営業を展開するかは、営業者の創意工夫にかかっている。 また、少子高齢化の進展や過疎化の進行に伴い、高齢者等で構成される家族が身近な買い物に不安を感じ問題が顕在化しており、小規模専門店として対面販売の強みを活かし、消費者のニーズに対応した取り組みが求められていることから、新たな買い物機能の提供により、地域で抱える問題点の解決や地域経済の活性化、地域社会への貢献を目的とする。
想定される事業の手法 ・ 内容	○商店街の活性化 ・ 地域における街づくりへの参加 ○新たな買い物機能の提供 ・ 消費者ニーズの把握 ・ 新たなサービスの開発、展開
期待する事業成果	① 生活衛生関係営業の振興を図ることにより、衛生水準の維持向上が期待される。 ② 経営課題の解決、経営基盤の確立 ・ 高齢者、乳幼児を抱える母親等（潜在的買い物弱者）を対象とした商店街へのニーズ調査の実施と成果の共有

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 10	消費者への鳥肉の知識普及促進
目 的	消費者に対し、鳥肉及び鳥肉を使用した料理に関する正確な知識を普及し、鳥肉の購買意欲の向上につなげ、食鳥肉販売業の経営の安定化を図ることを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	・ 消費者に対し、鳥肉に含まれる成分、食鳥肉販売業など正確な知識を普及させるための研修の実施 ・ 鳥肉に関する新メニューの開発及び消費者への提供
期待する事業成果	① 消費者に対する鳥肉・食鳥肉販売業に関する知識の普及 ② 食鳥肉販売業の経営の安定化 ・ 安全でおいしい鳥肉メニューの研修会の実施と参加者の意識調査 ・ 上記調査結果の共有と業界の戦略作成

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 11	振興計画未策定県への策定促進
目的	生活衛生関係営業については、国民生活に密着したサービスを様々な衛生規制のもとで行っている。しかしながら家族経営等の零細事業者がほとんどを占める生活衛生関係営業については、個々の事業者のみで、営業の振興を図り衛生水準の維持向上につなげることが難しい。そのため、同業者が集まった同業組合を設立し、様々な事業に取り組むことにより生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ること、また、計画的に振興を図るために国が定めている振興指針に基づく振興計画を策定することにより更なる振興を図り、更なる衛生水準の向上につなげていくことを目的とする。
想定される事業の手法 ・ 内容	○振興計画策定による低利融資等のメリットの普及・周知 ・ 説明会の開催 ・ 勧誘パンフレットの作成 ・ 連合会HP等での広報 実施に当たっては、行政機関等の関係機関と連携しながら開催する
期待する事業成果	生活衛生関係営業の振興を図ることにより、衛生水準の維持向上が期待される ・ ○○県において組合組織 ○件 ・ ○○県において振興指針を策定

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 12	旅館におけるトコジラミ対策の推進
目的	近年、急速にトコジラミ被害が報告され、外国人が多く訪れるホテル・旅館等宿泊施設に被害が多く見られる。従来、トコジラミは感染症を媒介しないと言われてきたが、今後は感染症も視野に入れた取り組みも望まれる。 このため、トコジラミに対する情報提供を行い、トコジラミ対策を行うことを目的とする。
想定される事業の手法・内容	トコジラミに対する情報提供、防除を行うため、 ・旅館営業者へのトコジラミに対する情報・知識の周知 ・トコジラミの利用者への知識普及 ・実態に見合った防除方法の確立 を行う。 実施に当たっては、防除業界、行政機関等の関係機関と連携しながら開催する。
期待する事業成果	① トコジラミに関する被害、報告の減少 ② トコジラミによる風評被害等の減少による経営の安定化 ③ トコジラミの適切な防除方法の確立 ・トコジラミの適切な防除マニュアルの作成・普及 ・トコジラミに関する被害、報告件数 〇〇件（平成22年度）→ 〇〇件（〇〇%減少） ・トコジラミの発生していない旅館の広報

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

課題 13	弱小興行場へのデジタル化の推進
目 的	近年、ショッピングセンター等と一体化した複合施設としての映画館やビデオシアターなど多様化している。 また、1館で複数のスクリーンを持ち、多数の映画を同時に上映できる映画館（シネマコンプレックス）が増加している。 こうした中で、弱小興行場へのデジタル化の推進を行うことにより、経営の安定化とともに国民に憩いを提供することを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	○デジタル化に伴う問題点の把握 ○利用者に対するサービス方法の検討 ○支援方策の検討
期待する事業成果	○地域における憩いの場の提供 ○経営の安定化 ・ 小規模興行場へのデジタル化の推進 平成22年度○カ所（○%）→平成23年度○カ所（○%）

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

共通課題 14	後継者の育成、障害者を始めとする多様な人材の活用促進
目 的	生活衛生関係営業者は高齢化が進んでおり、また後継者難が喫緊の課題となっている。 また、生活関係営業は地域に密着した営業であり、雇用吸収力の高い生活衛生関係営業分野の活性化を図るとともに、障害者を始めとする多様な人材の活用を図ることにより、生衛業が直面している後継者の課題を緩和することを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	検討会の設置 業の魅力を照会するパンフレットの作成 職業体験の実施
期待する事業成果	後継者の確保 雇用対策の推進 ・ 年度内に新たに後継者を確保できた事業者数とその内訳（家族、従業員、一般、求人 別）） ・ 事例集を作成・普及

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

共通課題 15	生活衛生関係営業者の融資を促進する効率的な仕組みの開発
目 的	生活衛生関係営業者は大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であり、衛生水準の向上を図り、国民生活の安定確保を図るためには営業者に対する融資は必要である。 しかしながら、活用実績が低調であり、政策資源の有効活用の観点からも問題であることから、制度の在り方などの検討を行い融資を促進することを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	○検討会の設置 ・現状の把握 ・問題点の整理 ・手続きの簡素化の検討 ○制度の周知（パンフレットの作成等）
期待する事業成果	①利用実績増加による政策資源の有効活用 ②営業者の経営の安定化、業の振興 ③衛生水準の向上 ・生衛融資を活用した事例集の作成と普及 ・事例集を用いて組合の魅力を伝える説明会の実施

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する特別課題

共通課題 16	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震被災地において生活衛生関係営業による地域の再生に資する事業
目 的	東北地方太平洋沖地震(3月11日発生)により、被災地において被害を受けた生活衛生関係営業者が、地域の再生のために行う事業を支援することを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	「被災営業者による被災者支援プログラム」の実施 ○仮設店舗の設置支援(中小企業庁と連携) (理容、美容、飲食業、食肉販売業等) ○訪問理容・美容の規制緩和 (現状は、婚礼・福祉に限定→被災した理容師、美容師が避難所、仮設住宅の被災者にサービス提供) ○被災していないクリーニング店と仮設クリーニング取次所との連携事業を支援 ○被災者への入浴券の配布を通じた被災者元気回復事業(公衆浴場業) ○共同利用設備を利用した「移動映画館」(興行) 等 実施に当たっては、関係団体や関係機関との連携を行う
期待する事業成果	・被災した営業者の意向調査結果の普及と復興相談 ・地域再生に資する事業の実施と参加する事業者への支援 ○○件○○事業者が参加 ・地域再生に資する事業の実例集の作成と普及

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する提案課題

課 題	業種、地域の特性に応じて提案される生活衛生関係営業の振興を図るための事業
目 的	この事業は、全国生活衛生同業組合連合会及び各都道府県生活衛生が実施する各種振興事業に対して助成することにより、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上及び消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。
想定される事業の手法 ・ 内容	○生活衛生関係営業の振興を図るための事業 ①サービスの拡大・向上と消費者利益の擁護のための事業 ・ 利用者と事業者の意識調査 ・ 顧客満足度を上げるための研修会の開催 等 ②地域社会の福祉の増進と人材育成のための事業 ・ 地域における街づくりへの参加 ・ バリアフリー化推進のための事業 ・ 災害発生時の自治体との協力体制 等 ③雇用の拡大と人材育成のための事業 ・ 従事者の技術向上のための研修会の開催 等 ④衛生水準の向上・環境保全を図るための事業 ・ 食中毒防止に関する事業 ・ 感染症拡大防止に関する事業 ・ リサイクル推進に関する事業 等 ⑤経営革新・技術開発のための事業 ・ 新規顧客獲得のための研修会の開催 等 ⑥組織強化・活性化のための事業 ・ 情報発信のためのホームページ作成 ・ 組織強化のためのリーダー研修会の開催 等
期待する事業成果	①利用者の満足度の向上 ②地域社会における貢献度の向上 ③雇用拡大 ④衛生水準の向上・環境保全 ⑤経営基盤の強化を通じた衛生水準の維持向上 ⑥組合組織の強化を通じた衛生水準の維持向上 ※できるだけ具体的な 数値等による目標を設定。